

西村山地域医療提供体制検討会設置要綱

(趣旨)

第1条 西村山地域における新たな医療提供体制の構築に向けた検討を行うため、西村山地域医療提供体制検討会（以下、「検討会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 検討会は、次の事項を協議するものとする。

- (1) 西村山地域の医療提供体制に係る現状と課題に関すること。
- (2) 西村山地域の新たな医療提供体制の構築に関すること。
- (3) その他必要な事項

(構成)

第3条 検討会は、別表に掲げる者により構成する。

(座長)

第4条 検討会に座長を置き、座長は山形県副知事が務めるものとする。

- 2 座長は検討会を招集する。
- 3 座長は、必要があるときは、構成員以外の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 検討会の事務を処理するため、事務局を山形県健康福祉部医療政策課内に置く。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月12日から施行する。

別 表

構 成 員	氏 名
山形県副知事	平 山 雅 之
寒河江市長	佐 藤 洋 樹
河北町長	森 谷 俊 雄
西川町長	菅 野 大 志
朝日町長	鈴 木 浩 幸
大江町長	松 田 清 隆
山形大学医学部長	上 野 義 之
地域医療構想アドバイザー	村 上 正 泰